

ご協力をお願いします

平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、以前の記録が統合されていないことがあります。

記録をご確認いただき、お申出をいただくことにより記録を速やかに結びつけることができます。

まずは記録をご確認ください。

記録の確認は鹿屋社会保険事務所・役場年金係にお尋ねください。

※平成9年1月以降にはじめて年金に加入された方は、基礎年金番号制度の導入により、年金記録が一元的に管理されておりるので、ご安心ください。

申出により記録の調査及び統合は社会保険事務所で行ない、皆様に結果をお知らせします。

ねんきんだより

年金記録の確認に ご協力をお願いします。

本 庁 住 民 税 務 課 電話 0994-22-3042
支 所 住 民 生 活 課 電話 0994-25-2511
鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

★保険料の納付に困ったら、免除制度があります。ご相談ください。(平成19年7月から平成20年6月)

ねんきんの記録確認は

ねんきん特別便専用ダイヤル ☎ 0570-058-555
ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

☆この減免制度の趣旨は！

この減免制度は、錦江町に定住していただき町の人口減少に歯止めをかけるため、新築住宅の取得を税制面から支援するとともに、錦江町内の活性化にも寄与することを目的として創設された錦江町独自の軽減制度です。



●減免を受けることのできる新築住宅は…？

- ①平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間に新築された住宅
 - ②錦江町内の法人及び個人の建築業者と請負契約がなされた新築住宅
 - ③地方税法に基づく新築住宅減額の適用を受ける住宅
- ※①、②、③の条件を全て満たしていなければなりません。



新築住宅には固定資産の 減免制度があります。

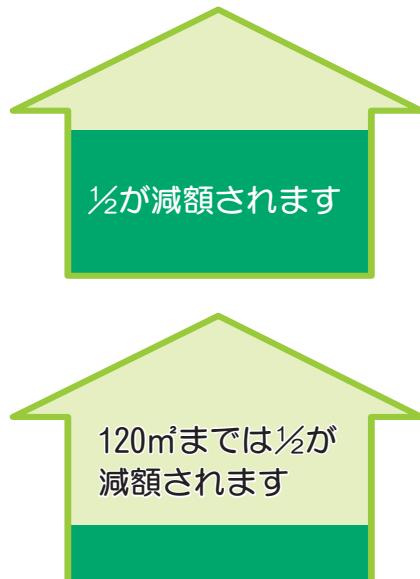
本庁企画課 電話 0994-22-3032

□ 減額される税額は…？

・地方税法の新築住宅に係る固定資産税の減額を受ける場合

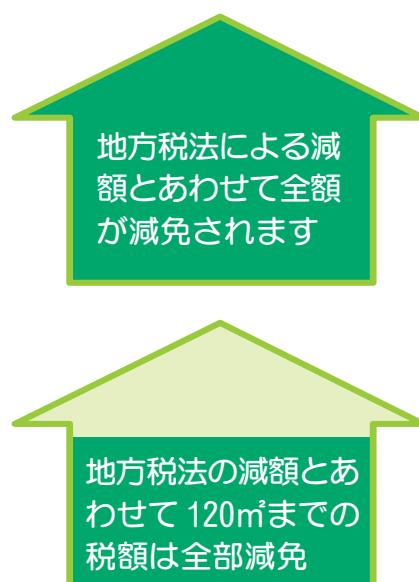
国の制度

50m²以上
120m²以下の住宅
120m²超
280m²以下の住宅



錦江町新築住宅に対する 固定資産税の減免

50m²以上
120m²以下の住宅
120m²超
280m²以下の住宅



減免の期間は3年間です